

2021 年 10 月 8 日
日本郵便株式会社**令和 3 年長野県茅野市において発生した土石流に対する現金書留郵便物の料金の免除**

令和 3 年長野県茅野市において発生した土石流による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、このたび被災された皆さまに対する救援対策を以下のとおり実施しますので、お知らせします。

1 内容

被災された皆さまに対する救援活動を支援するため、救援などを行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除します。
送付先および取扱期間は、[別紙](#)のとおりです。

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）
なお、窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除

(1) 内容品

現金

(2) 取り扱い

現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）

(3) 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(4) その他

ア 個人から差し出されたもの

イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。



郵政創業150年